

「居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護」 重要事項説明書

ゆきわりそうこの町サービス

(2025年4月1日現在)

1. 事業者の概要

名称	地球郷
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	東京都豊島区南長崎六丁目19番地5号 ゆきわりそう1階
電話番号	03-3950-2002
代表者氏名	理事長 松本 伸子
設立年月日	平成13年9月17日
目的等	この法人は、障害者及び高齢者等日常生活を送る上で介護や援助を必要とする人々が地域生活の中で、健康で文化的な生活を営むために必要な支援のシステムを研究、開発、実践し、もって障害者及び高齢者にやさしい町づくりを推進し、地域社会の発展向上に寄与することを目的とする。
定款の目的に定めた事業	定款 第一条 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業(ゆきわりそうこの町サービス)
法人が所有する施設・拠点	本部：東京都豊島区南長崎六丁目19番地5号 ゆきわりそう1階

2. 事業所の概要

事業所名称	ゆきわりそうこの町サービス
所在地	東京都豊島区南長崎六丁目19番地5号 ゆきわりそう1階
電話番号	03-3950-2004
サービス提供地域	豊島区 北区 板橋区 新宿区 練馬区 文京区 中野区
サービス提供曜日	年間を通して 午前8時から午後9時
事務所営業日	月・火・水・木・金曜日
事務所休業日	土曜・日曜・祝祭日 年末年始(12月30日~1月3日)
事業所番号	重度訪問介護・居宅介護 1311600066(平成18年4月1日指定) 行動援護・同行援護 1311600066(平成26年6月1日指定)
運営方針	運営規定第2条 1 事業所の従業者は、障害者(児)等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を適切に行う。 2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 3 従業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 4 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 5 常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応した指定居宅介護の提供ができる体制を整える。

自己評価実施状況	実施
第三者評価実施状況	未実施
職員研修実施状況	(所外研修) スキルアップ講習会への参加呼びかけ (所内研修) 登録ヘルパーを対象とした研修会を年5回以上実施 適時、同行訪問を行い、技術の実地指導を行っている

3. 事業所の職員体制

管理者 常勤1名

サービス提供責任者 常勤3名以上（介護福祉士）

ヘルパー 常勤3名以上【兼務】（介護福祉士）

非常勤40名以上【登録制】

（有資格者：介護福祉士/介護ヘルパー初任者研修/ヘルパー2・3級
/看護師）

4. 主たる対象者

身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 障害児

5. サービスの内容

(1) 個別援助計画の作成

利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に個別援助計画を作成します。

(2) 身体介護に関する内容

排泄・食事介助、清拭・入浴・身体整容、体位交換、移動・移乗介助・外出介助、その他必要な身体介護を行います。

(3) 家事援助に関する内容

調理、衣類の洗濯・補修、住居の掃除・整理整頓、生活必需品の買物、その他必要な日常生活に関する家事を行います。

(4) 通院介助に関する内容

通院の介助を行います。

(5) 重度訪問介護に関する内容

上記(2)から(4)に加え、以下のことを行います

官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

(6) 行動援護に関する内容

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助（予防的対応*1、制御的対応*2、身体介護的対応*3）を行います。

*1 初めての場所で不安定になり、不適切な行動に出ないように、あらかじめ目的地での行動等を理解していただく等

*2 行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめる

*3 便意の認識が出来ない方の介助 等

(7) 同行援護に関する内容

外出時において、移動に必要な情報提供（声かけ、代筆、代読等）を行うとともに、利用者がヘルパーの肩やひじを持つなどして移動の支援を行います。また身体介護を伴う場合、外出時の移乗、移動、排尿、排便及び食事等において必要な介助を行います。

(8) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(9) ヘルパーの禁止行為

- ・ 医療行為
- ・ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・ 利用者の同居家族に対するサービス
- ・ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ・ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

介護サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（介護サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。詳しくは、お住いの各市区町村にお尋ねください。

介護サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数（別紙料金表）に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となります。

$$\text{月合計給付単位数（基本サービス単位数+加算単位数）} \times 1 \text{ 単位の単価} = \text{サービスに要した総費用}$$

サービスの提供を受けた時間が支給時間を上回ってしまった場合、上回った時間のサービス費については、全額利用者の負担になります。

*事業者が利用者に代わり市区町村から受領した障害者移動支援事業費の額については利用者に通知します。

*各介護サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、別紙料金表のとおりです。

(2) その他の料金

サービスを実施するために必要な実費（当日精算）

移動支援提供中に必要となる、交通費（公共交通機関・タクシー等を利用した場合）
施設使用料、入場料、入浴料 など

(3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」においてサービスの利用を開始される場合については、交通費は無料です。但し、それ以外の地域でサービスの利用を開始される場合につきましては、当事業者の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用の前日の17時までにご連絡いただいた場合 →無料
- ・ご利用の前日の17時までにご連絡いただかなかった場合 →1000円
- ・その他実際に訪問等して掛かった交通費等 →実費

*体調不良等の理由で、当日キャンセルの連絡をいただいた場合は、無料とさせていただきます。

(5) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6) 支払方法

上記利用者支払額等は、1か月ごとに計算し、翌月25日までに請求しますので、翌々月10日までにお支払いください。支払いは、原則として振込でお願いします。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 各介護サービスについて介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、個別援助計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 介護サービスの提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの中止

災害時等こちらの判断・都合等でサービスを中止する場合があります。

自然災害等（台風、大雨、大雪、洪水等）

交通災害等（道路の破損、工事、公共交通機関の不通等）

(3) サービスの終了（契約の終了）

- ① 利用者が当事業者に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(4) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
② 介護サービスの介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
③ 利用者が亡くなった場合

8. 個人情報の保護について

- (1) 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
(2) 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
(3) 業務上知り得た、本人及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。但し、介護サービス等を提供する他事業所との連携に必要な場合は、文書による本人または家族の同意を得た後、関係先にのみ提供できるものとします。4事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

9. サービス実施の記録について

- (1) サービス実施記録の確認 本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。介護計画書等及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。
(2) 個人情報の管理、開示について 本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）ご利用者様からお預かりした個人情報（住所、氏名、電話番号、生年月日等、特定の個人を識別できる情報）は、厳重に監理・運用いたします。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します

【主治医】

医療機関名	
-------	--

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
----	--

1 1. この契約に関する各種窓口

(1) 苦情・相談窓口

苦情・相談窓口	管理者 山本 仁
	03-3950-2004 03-3950-3841 (FAX)
	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時まで ※担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。

<p><苦情対応の心得 8ヶ条></p> <p>① 利用者様からの苦情を消極的に考えるのではなく、利用者様やその家族のニーズや要望に応える絶好のチャンスと捉え、その対応は、利用者様やその家族の立場に立ち真剣に取り組む。</p> <p>② 苦情への対応にあたっては、適切で速やかな処置を行い、利用者様やその家族のサービス価値や信頼の回復に努める。</p> <p>③ 利用者様やその家族の話は冷静に最後まで聞き、苦情の内容を正確に把握し、管理者と相談した上で、その処理は迅速かつ適正に行う。</p> <p>④ 苦情を申し出た利用者様やその家族には、誠意をもって対応し、いい加減あるいは曖昧な返答をしない。また、高圧的な言葉遣いや態度をとってはいけない。</p> <p>⑤ 利用者様やその家族から自らに対する苦情を受けた際は、自分ひとりで結論は出さず、苦情相談窓口責任者、サービス提供責任者、その他関係者とじっくり協議した上で、その対応に当たる。</p> <p>⑥ 些細な苦情であっても「苦情受付シート」に記録し、遅滞なく管理者に報告する。</p> <p>⑦ 苦情処理後は正確に苦情の本質を究明すると共に、これを職員全体の共有財産としてサービス改善に活用する。</p> <p>⑧ 如何なることがあっても苦情を放置したり、苦情から逃げたりしてはならない。</p>

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	豊島区 福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」
電話番号	03-3981-2940
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

担当部署	新宿区 福祉総合電話相談（区）
電話番号	03-5273-3623
受付時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
担当部署	文京区 権利擁護センター「あんしんサポート文京」（社協）
電話番号	03-3812-3156
受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
担当部署	北区 権利擁護センター「あんしん北」（社協）
電話番号	03-3908-7280
受付時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
担当部署	板橋区 保健福祉オンブズマン
電話番号	03-3579-2890
受付時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
担当部署	練馬区 保健福祉サービス苦情調整委員
電話番号	03-3993-1344
受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

(休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日))

(2) 虐待防止に関する相談窓口

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

虐待防止に関する相談窓口	管理者 山本 仁
	03-3950-2004 03-3950-3841 (FAX)
	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時まで ※担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
虐待防止責任者	社会福祉法人 地球郷 理事長 松本 伸子

(3) ハラスメント防止に関する相談窓口

- ・当事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、ハラスメント防止委員会を設置し、事業所内や利用者に対するハラスメント防止に努めています。

ハラスメント防止に関する相談窓口	管理者 山本 仁
	03-3950-2004 03-3950-3841 (FAX)
	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時まで ※担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
ハラスメント防止責任者	社会福祉法人 地球郷 理事長 松本 伸子

1.2. 業務継続計画(BCP)の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

また、従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 区市町村の支給決定内容等の確認 サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

- (2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

- (3) 個別支援計画の変更等

利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

- (4) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーは、契約者に対する介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- ・医療行為
- ・利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

- ・利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ・ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ・飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除く）
- ・身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(5) サービス利用にあたり不適切な事例への対応について

次に掲げるように、著しく常識を逸脱していると考えられる場合において、事業者または職員からの申し入れにもかかわらず、改善の見込みがないと判断した場合は契約を解除させていただくことがあります。

【利用者や利用者家族から職員、事業所に対する迷惑行為】

- ・事業所を通さず職員によるサービスの提供の要請・強要（個人契約）や個人的な連絡
- ・職員の自宅住所、電話番号などの職員の個人情報に関する聞き取り
- ・職員の動画や写真の撮影
- ・暴言、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント

※例

大声、暴言、罵声、執拗にあるいは繰り返して職員を責める、恫喝する。
インターネット上の投稿（職員の氏名等の公開、事業者又は職員の名誉、人格等を毀損するあるいは毀損させる行為）

⑨ 事業者へのサービス外のサービスの要求、事業者のサービスに対するクレームあるいはその他の不当な要求の為に行われる、合理的な範囲を超える事業者の職員の長時間の拘束、事業者又は関連事業者の施設等への居座り、事業者、関連事業者又は職員への長時間の電話。合理的な範囲を超えて繰り返される同様な行為。

脅迫的な言動（SNS やマスコミへの暴露のほめかしを含む）、反社会的な言動によるサービスの要求等職員に対するつきまとい、わいせつ行為、盗撮、性的な言動や性的な装飾物の設置等

年 月 日

当事業所の介護サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

（所在地）東京都豊島区南長崎六丁目19番5号 ゆきわりそう1階

（名称）社会福祉法人 地球郷

（説明者） 所属 ゆきわりそうこの町サービス

氏名 [] 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

（住所） []

（氏名） []

印

（代理人または立会人等）

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED] 続柄 ([REDACTED]) 印

居宅介護 ゆきわりそうこの町サービス 料金表

1単位当たり11.20円

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担額
身体介護	30分以下	249	2,788円	279円
	30分超 1時間以下	393	4,401円	440円
	1時間超 1時間30分以下	571	6,395円	640円
	1時間30分超 2時間以下	652	7,302円	730円
	2時間超 2時間30分以下	734	8,220円	822円
	2時間30分超 3時間以下	815	9,128円	913円
	3時間以上 30分を増すごとに	81	907円	91円
家事援助	30分以下	102	1,142円	114円
	30分超 1時間以下	191	2,139円	214円
	45分超 1時間以下	268	3,001円	300円
	1時間30分以上 30分を増すごとに	34	380円	38円
通院介助(身体有)	30分以下	249	2,788円	279円
	30分超 1時間以下	393	4,401円	440円
	1時間超 1時間30分以下	571	6,395円	640円
	1時間30分超 2時間以下	652	7,302円	730円
通院介助(身体無)	30分以下	102	1,142円	114円
	30分超 1時間以下	191	2,139円	214円
	45分超 1時間以下	268	3,001円	300円
	1時間30分以上 30分を増すごとに	34	380円	38円

- * 夜間 (18:00~22:00) 又は早朝 (6:00~8:00) の場合 上記単位数の25%増し
- * 深夜 (22:00~6:00) の場合 上記単位数の50%増し
- * 介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 2

【その他加算】

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担額
初回加算	1月につき	200	2,240円	224円
上限額管理加算	1月につき	150	1,680円	168円
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×122/1,000			

自己負担額について
 利用料の1割負担額の合計が自己負担額となります。世帯の所得区分に応じて負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。ただし、サービスの提供を受けた時間が支給時間を上回ってしまった場合、上回った時間のサービス費については、全額利用者の負担となります。

年 月 日
 上記の重要事項について、書面の発行と内容の説明を行い、了承いただきました。署名：

重度訪問介護 ゆきわりそこの町サービス 料金表

1単位あたり11.20円

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担額
重度訪問介護	1時間未満	184	2,060円	206円
	1時間以上1時間30分未満	274	3,068円	307円
	1時間30分以上2時間未満	366	4,099円	410円
	2時間以上2時間30分未満	457	5,118円	512円
	2時間30分以上3時間未満	549	6,148円	615円
	3時間以上3時間30分未満	639	7,156円	715円
	3時間30分以上4時間未満	731	8,187円	819円
	4時間以上8時間未満 816単位に30分を増すごとに+85単位	816	9,139円	914円
	8時間以上12時間未満 1,496単位に30分を増すごとに+85単位	1,496	16,755円	1,676円
	12時間以上16時間未満 2,171単位に30分を増すごとに+80単位	2,171	24,315円	2,432円
	16時間以上20時間未満 2,817単位に30分を増すごとに+86単位	2,817	31,550円	3,155円
20時間以上24時間未満 3,499単位に30分を増すごとに+80単位	3,499	39,188円	3,919円	

- * 重度障害者等の場合 上記単位数の15%増し
- * 障害支援区分6に該当する者の場合 上記単位数の8.5%増し
- * 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25%増し
- * 深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の50%増し
- * 介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 2

【その他加算】

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担額
初回加算	1月につき	200	2,240円	224円
移動介護加算	1時間未満	100	1,120円	112円
	1時間以上1時間30分未満	125	1,400円	140円
	1時間30分以上2時間未満	150	1,680円	168円
	2時間以上2時間30分未満	175	1,960円	196円
	2時間30分以上3時間未満	200	2,240円	224円
	3時間以上	250	2,800円	280円
上限額管理加算	1月につき	150	1,680円	168円
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり	100	1,120円	112円
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×77/1,000			

自己負担額について

利用料の3%負担額の合計が自己負担額となります。世帯の所得区分に応じて負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。ただし、サービスの提供を受けた時間が支給時間を上回ってしまった場合、上回った時間のサービス費については、全額利用者の負担になります。

年 月 日
 上記の重要事項について、書面の発行と内容の説明を行い、了承いただきました。署名：

行動援護 ゆきわりそうこの町サービス 料金表

1単位当たり11.20円

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担額
行動援護	30分未満	255	2,856円	286円
	30分以上 1時間未満	403	4,513円	451円
	1時間以上 1時間30分未満	587	6,574円	658円
	1時間30分以上 2時間未満	735	8,232円	824円
	2時間以上 2時間30分未満	884	9,900円	990円
	2時間30分以上 3時間未満	1,032	11,558円	1,156円
	3時間以上 3時間30分未満	1,182	13,238円	1,324円
	3時間30分以上 4時間未満	1,330	14,896円	1,490円
	4時間以上 4時間30分未満	1,480	16,576円	1,658円
	4時間30分以上 5時間未満	1,628	18,233円	1,823円
	5時間以上 5時間30分未満	1,777	19,902円	1,990円
	5時間30分以上 6時間未満	1,925	21,560円	2,156円
	6時間以上 6時間30分未満	2,075	23,240円	2,324円
	6時間30分以上 7時間未満	2,223	24,897円	2,490円
	7時間以上 7時間30分未満	2,373	26,577円	2,658円
7時間30分以上	2,520	28,224円	2,823円	

* 介護員2名派遣の場合

上記単位数 × 2

【その他加算】

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担額
初回加算	1月につき	200	2,240円	224円
上限額管理加算	1月につき	150	1,680円	168円
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×101/1,000			

自己負担額について

利用料の3%負担額の合計が自己負担額となります。世帯の所得区分に応じて負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。ただし、サービスの提供を受けた時間が支給時間を上回ってしまった場合、上回った時間のサービス費については、全額利用者の負担になります。

年 月 日
上記の重要事項について、書面の発行と内容の説明を行い、了承いただきました。署名：

[署名欄]

同行援護 ゆきわりそうこの町サービス 料金表

1単位当たり11.20円

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担額
同行援護	30分未満	184	2,060円	206円
	30分以上1時間未満	292	3,270円	327円
	1時間以上1時間30分未満	421	4,715円	472円
	1時間30分以上2時間未満	485	5,432円	544円
	2時間以上2時間30分未満	548	6,137円	614円
	2時間30分以上3時間未満	611	6,843円	685円
	3時間以上 674単位に30分を増すごとに+63単位	674	7,548円	755円

- * 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25%増し
- * 深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の50%増し
- * 障害支援区分3に該当する者の場合 上記単位数の20%増し
- * 障害支援区分4に該当する者の場合 上記単位数の40%増し
- * 介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 2

【その他加算】

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担額
初回加算	1月につき	200	2,240円	224円
上限額管理加算	1月につき	150	1,680円	168円
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×122/1,000			

自己負担額について

利用料の3%負担額の合計が自己負担額となります。世帯の所得区分に応じて負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。ただし、サービスの提供を受けた時間が支給時間を上回ってしまった場合、上回った時間のサービス費については、全額利用者の負担になります。

年 月 日
上記の重要事項について、書面の発行と内容の説明を行い、了承いただきました。署名：

[署名欄]